

出産育児一時金の概要

出産育児一時金は、出産にかかる経済的負担を軽減するため、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者または被扶養者が出産したとき一定の金額が支給される制度。

1 支給対象

- * 国民健康保険に加入している被保険者（出産の日に被保険者の資格を有している）
- * 妊娠 4 か月を超える出産（妊娠 85 日以上の出産）
- * 出産：生産・死産・流産・人口流産

2 支給額

- * 出生時 1 人につき 42 万円（本人支給分 40.8 万円＋産科医療補償制度の掛金分 1.2 万円）
- * 国民健康保険では条例に支給額等を定めている。

3 支給額の財源構成

- * 国民健康保険税等 1 / 3、一般会計からの繰入金 2 / 3
- * 一般会計からの繰入金に対しては地方交付税措置となるが、武蔵野市においては不交付団体であるため全額市負担。
- * 協会けんぽ等の被用者保険は保険料 10 / 10

4 支給額の改正について

- * 令和 4 年 12 月 15 日、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」において「出産育児一時金の額は、令和 4 年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和 5 年 4 月全国一律で 50 万円に引き上げるべき」とされた。
- * 厚生労働省は「議論の整理」を踏まえて、健康保険法施行令及び国民健康保険条例参考例を改正する予定。公布日は令和 5 年 1 月下旬、施行期日は同年 4 月 1 日の予定。
- * これらに基づき、本市においても国民健康保険条例に定めている支給額に関して条例改正案を市議会へ議案上程し、令和 5 年 4 月 1 日施行を目指したいと考えている。
- * なお、令和 5 年度予算については議案上程前であるため、1 件あたり 42 万円で積算している。年度途中で予算が不足した際には、補正予算にて対応いたしたい。

5 今後のスケジュール案

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 月 24 日 | 運営協議会において諮問、答申案等の審議 |
| 1 月 30 日 | 市長へ答申 |
| 2 月 28 日～ | 武蔵野市議会定例会へ議案上程 |
| 3 月 7 日 | 市議会厚生委員会において議案内容の説明 |
| 3 月 13 日 | 条例改正の議決 |
| 4 月 1 日 | 施行（4 月 1 日出産分から適用） |

＜参考：支給方法＞

1) 直接支払制度

市が出産にかかった費用から 42 万円を差し引いた金額を医療機関等に支払う。被保険者が市へ申請する必要がなく、また、まとまった出産費用を事前に用意する必要がなくなる。

2) 受取代理制度

世帯主が医療機関等に受け取りを委任し、市が医療機関等へ直接支払う。

3) 直接支払制度・受取代理制度を利用しない場合

世帯主・世帯員等が市へ申請を行う。

4) 差額支給

直接支払い制度・受取代理制度を利用し、出産費用が 42 万円未満の場合、世帯主・世帯員等が申請することにより差額が支給される。

＜参考：制度の経緯＞

平成 6 年 10 月～出産育児一時金の創設（支給額 30 万円）

- 「分娩」という保険事故に対する一時金である「分娩費（標準報酬月額の手元相当（最低保障額 24 万円））」と「育児手当金（2 千円）」を廃止し、出産前後の諸費用の家計負担が軽減されるよう、出産育児一時金を創設。
- 支給額の考え方：分娩介助料（国立病院の平均分娩料 26.4 万円（H5））、出産前後の健診費用（2.7 万円）、育児に伴う初期費用等を総合的に勘案して、30 万円に設定された。

平成 12 年医療保険制度改革 30 万円を据え置き

- 平成 12 年医療保険制度改革に際して、平成 9 年の国立病院の平均分娩料が 30 万円、健診費用が 3.6 万円であったが、引き上げた場合の保険財政への影響を勘案して、出産育児一時金は分娩料のみを補填するものと位置づけ、引き上げを行わなかった。

平成 18 年 10 月～ 35 万円に引き上げ

- 支給額の考え方：国立病院機構等における平均分娩料 34.6 万円（H17.3）

平成 21 年 1 月～ 原則 38 万円に引き上げ

- 産科医療保障制度の創設に伴い、支給額に産科医療補償制度の掛金分 3 万円を上乗せし、38 万円に引き上げとなる。

平成 21 年 10 月～ 原則 42 万円に引き上げ（平成 23 年 3 月までの暫定措置）

- 支給額の考え方：全施設の平均出産費用約 39 万円（H19.9）※差額ベッド代、特別食、産後の美容サービス等は対象外
- 出産育児一時金の直接支払制度を導入

平成 23 年 4 月～ 原則 42 万円を恒久化

- 産科医療補償制度の掛金を 3 万円から 1.6 万円に引き下げ

平成 27 年 1 月～ 原則 42 万円（本人分 39 万円→ 40.4 万円に引上げ）

- 支給額の考え方：公的病院の出産費用 40.6 万円（平成 24 年度）※「室料差額」「その他」（祝膳等）「産科医療補償制度の掛金」は除く

令和 4 年 1 月～ 原則 42 万円（本人分 40.4 万円→ 40.8 万円引上げ）

- 令和 4 年 1 月から産科医療補償制度の掛け金が 1.6 万円から 1.2 万円に引き下げられたが、本人給付分を 4 千円引き上げて 40.8 万円とし、出産育児一時金の支給総額は 42 万円で維持。